

# (案)

事業 No.=1

事業名=子育てエンジョイカード事業（子育て支援対策事業）

担当課=子ども若者課

## — 事業レビューにおける評価結果 —

### <評価結果> 廃止

#### <取りまとめコメント>

- 1 当事業は子育て世代の経済的な負担の軽減に繋がっておらず、提供されるサービス内容についても子育て世代の求める内容になっているのか疑問である。
- 2 子育て世代が真に何を求め、何を不足と感じているかについて把握すべきであり、その結果に立った施策を打ち出すべきである。
- 3 2の結果を踏まえ、佐渡市全体における子育て支援関連事業を見渡した上で、当事業が必ずしも行政が実施すべき事業であるとの説明ができなければ、廃止されたい。
- 4 事業の廃止にあたっては、利用者・協賛店の理解を得ながら 2~3 年程度をかけて段階的に廃止すべきである。

### <行政改革推進委員の評価>

- |                |     |
|----------------|-----|
| イ 現状通り         | 一名  |
| ロ 事業内容の一部改善    | 3 名 |
| ハ 事業全体の抜本的な見直し | 1 名 |
| ニ 廃止           | 3 名 |

### <行政改革推進委員のコメント>

- ① 当事業で提供されるサービスは、「お楽しみ」「おまけ」の要素が強く、経済的な負担の軽減に繋がっていないと考える。
- ② 子育て世代への負担軽減に繋がっているのか、提供されるサービス内容が子育て世代の求める内容になっているのか疑問である。実態に即して見直し、事業継続していくだきたい。
- ③ 協賛店舗が分かりづらいことが利用率を左右する要因でもあるので、PR をしっかりととする必要がある。
- ④ 協賛店任せとなっているサービス内容については、佐渡市も費用補償するなどしてサポートすべきである。また、それによって実態の把握にも繋がるものと考える。
- ⑤ 店舗には QR コードを設置し、スマホで簡単に操作できる「子育てエンジョイアプリ」

## (案)

にバージョンアップしてはいかがか。

- ⑥ QR コードの活用など、時代に見合ったサービスに転換していく事も必要である。
- ⑦ 制度開始当初は多子世帯のみを対象としたことであるが、子育て支援施策については、子どもの人数で区別するものではない。
- ⑧ まず、佐渡市役所内で子育て支援関連事業を精査し、全体としてどのくらいのボリュームの支援策があるのかをよく確認すべきである。
- ⑨ 子育て支援対策事業として機能しているのか疑問である。少額とはいえ行政が予算執行している事業である以上、人件費を含めた費用対効果は把握すべきである。
- ⑩ 当事業を行政として継続するのであれば、利用者の意見を聞き取り、きちんと検証した上で見直すべきである。
- ⑪ 当事業は非常に少額であり、アンケート結果による利用者の評価も高くないため廃止の方向にすべきと考える。
- ⑫ 事業の廃止にあたっては、発行分のカード保持者や協賛店への対応を慎重に考えていただきたい。
- ⑬ 事業を廃止する場合は協賛店にご意見を伺った方がよいのではないか。
- ⑭ カードの発行枚数（3,998 枚）のうち、実質的な利用はどのくらいなのか。事業を廃止する場合は利用者の賛同も必要ではないか。

# (案)

事業 No.= 2

事業名=キャリアアップ支援事業補助金（雇用促進の支援事業）

担当課=地域振興課

## — 事業レビューにおける評価結果 —

### <評価結果> 事業全体の抜本的な見直し

#### <取りまとめコメント>

- 1 当事業による成果を客観的なデータを用いて説明できることは問題である。この問題は制度設計に起因するものであり、何をもって成果とするのかについて整理が必要である。
- 2 当事業の利用が特定の事業所に偏っているという実態に鑑みると、佐渡市内の企業・事業者・雇用者が必ずしも正社員化を求めているのか疑問である。
- 3 国の制度を引用しながら佐渡市として上乗せ補助をしている現状である。その上乗せ分については社会保険料相当分とのことであるが、そのニーズはどのくらいあるのか。
- 4 上記1～3の課題解決のためには、佐渡市内の企業・事業者・雇用者がどのような補助制度を望んでいるかの把握が必要である。その結果により、国の制度に上乗せするという合理的な説明ができなくなるようであれば、補助金等交付基準を遵守し上乗せ分を廃止されたい。

#### <行政改革推進委員の評価>

- |                |    |
|----------------|----|
| イ 現状通り         | 一名 |
| ロ 事業内容の一部改善    | 3名 |
| ハ 事業全体の抜本的な見直し | 2名 |
| ニ 廃止           | 2名 |

#### <行政改革推進委員のコメント>

- ① 申請件数が少數であり、佐渡市の雇用ニーズに合っていないのではないか。
- ② 佐渡市において、事業所が求める雇用促進方法をしっかりと把握した上で事業の見直しに活かすべきである。
- ③ 働く場が少ない離島において、企業としても雇用の確保に何らかの手立てが欲しい時代だと考える。雇用ニーズを調査し、ニーズに見合った制度に見直しながら事業を継続していただきたい。
- ④ 社会保険料相当分が補助されることは企業にとってはメリットと考える。

## (案)

- ⑤ 正社員化の補助制度のみでなく、企業として最も経費を要する採用時の補助制度があれば雇用促進に繋がるのではないか。
- ⑥ コロナ後の新しい企業環境の変化の機を捉え、積極的な企業誘致を含め、重点施策化すべきである。
- ⑦ 佐渡市の現状に合わせて事業を組み立て直す必要があるという担当課の説明については賛同する。
- ⑧ 国の事業については維持するという考えは妥当である。佐渡市の上乗せ分については社会保険料相当分のことであったが、そのニーズはどのくらいあるのか。ニーズの把握が必要である。
- ⑨ これまでの実績の総括が必要である。
- ⑩ 国からの支援のみで十分であり、補助金等交付基準に従い佐渡市の上乗せ分は廃止すべきである。事業所の努力を求める。
- ⑪ 実績の9割が特定の事業所に偏っており、その実態も退職者補充に係る経常的経費を佐渡市が負担しているようなものである。当補助金の執行は公平性と妥当性について著しく欠けていると言わざるを得ない。
- ⑫ 事業の廃止にあたっては、市内の雇用ニーズを把握した上で廃止の理由を示す必要がある。

# (案)

事業 No.= 3

事業名=心身障がい者通所費助成金・通院交通費助成金（障がい者外出支援事業）

担当課=社会福祉課

## — 事業レビューにおける評価結果 —

### <評価結果> 事業全体の抜本的な見直し

#### <取りまとめコメント>

- 1 扶助的な要素が強く、必要な制度である。しかしながら、制度内容の見直しによる費用の精査は必要である。
- 2 他課が実施する助成制度と重複があることについては、縦割りの弊害が強く表れたものと憂慮せざるを得ない。しかし、聖域ともとれる扶助的補助事業の制度内容の見直しに切り込む姿勢については高く評価する。
- 3 見直しにあたっては現状把握に努め、必要なサービスが必要としている人に行き届くよう、より良い事業に改めていただきたい。
- 4 当事業の評価結果については「事業の一部改善」が妥当と考える。しかしながら、行政の縦割りの弊害の解消については「抜本的な見直し」を求める。今回の見直し内容が、扶助的補助事業全般の見直しの模範となることを期待する。

#### <行政改革推進委員の評価>

- |                |    |
|----------------|----|
| イ 現状通り         | 一名 |
| ロ 事業内容の一部改善    | 1名 |
| ハ 事業全体の抜本的な見直し | 5名 |
| ニ 廃止           | 1名 |

#### <行政改革推進委員のコメント>

- ① 現行制度のままで了とする。
- ② 当事業は無くすべき事業ではない。
- ③ 扶助的な要素が強く必要な制度であると思うが費用の見直しは必要である。
- ④ 実態を把握し、実態に即して見直すこと。
- ⑤ 必要な人に必要なサービスが届くよう、事業を見直し・改善していただき、より良いサービス提供に努めていただきたい。
- ⑥ 受給者に寄り添った制度になるよう、交付対象の見直し、交通手段別の見直しを行う必要がある。
- ⑦ 事業内容の見直しについて、交通政策課との調整については賛成である。

## (案)

- ⑧ 佐渡市合併以来事業の見直しをしていなかったとのことであるので、これを契機としてしっかりと見直しをしていただきたい。
- ⑨ 国の補助金等を活用することはできないのか。交通政策課とよくご協議いただきたい。
- ⑩ 市内路線バス障がい者割引制度（平成30年4月1日から開始）との関係について、重複補助は行政の縦割りの弊害が如実に現れたものである。縦割り行政のは正については従来から指摘し改善を求めていたものである。改善について、スピード感を持って対応されたい。
- ⑪ 他の自治体の例に習い、実態に即した制度への転換を図ろうとするることは理解するが、それによってむしろ事務作業が増加し人件費等の経費増大に繋がるのではないか。一律バス運賃補助の方が公平性を保てるのではないか。
- ⑫ 通所費用を要しない徒步の方への助成は過剰である。正しい助成金の使用が求められると思う。
- ⑬ 新たな事業を立ち上げる際、各課で情報共有していない実態が露呈した。今後、このようなことが発生しないよう、全庁横断的に業務を効率的かつスピーディに行うシステム作りに取組んで頂きたい。
- ⑭ 本事業は事務作業も煩雑であり、多くの人件費を要していることである。事務事業の効率化に資するよう、OA化・IT化を進めていただきたい。

# (案)

事業 No.= 4

事業名=老人クラブ運営事業補助金（老人クラブ活動事業）

担当課=高齢福祉課

## — 事業レビューにおける評価結果 —

### <評価結果> 事業内容の一部改善

#### <取りまとめコメント>

- 1 老人クラブ以外にも類似の活動をしている団体・組織があり、当補助金は必ずしも公平とは言い難い。
- 2 団体運営費補助については、公益的業務の見直しや事業補助への転換等の必要な措置を講じ、既得権化しないことが求められている。今後も老人クラブに対して補助金を支出するのであれば、老人クラブに公益的な役割または業務を担っていただくべきではないか。
- 3 施策・事業の推進の方向が「老人の心身の健康の保持」にあるのであれば、これに特化し、事業を見直していただきたい。地域や団体に対する福祉事業については、類似事業が行政や公的団体、民間団体によってバラバラに実施されている。これらの精査と併せて見直していただきたい。

#### <行政改革推進委員の評価>

- |                |     |
|----------------|-----|
| イ 現状通り         | 1 名 |
| ロ 事業内容の一部改善    | 4 名 |
| ハ 事業全体の抜本的な見直し | 1 名 |
| ニ 廃止           | 1 名 |

#### <行政改革推進委員のコメント>

- ① 老人クラブを、高齢者が元気よく活動できる場として維持していただきたい。併せて、どうすれば会員数が増加するのかについても考えていただきたい。
- ② 老人クラブ単独の活動ではなく、地域の様々な組織とコラボした活動へシフトすべきである。
- ③ 従来のクラブ単位（区域）ではなく、新たなクラブの育成などを考える事が求められていると思う。また、「老人=60歳以上」の考え方の見直しが必要ではないか。
- ④ 事業内容は他課が実施している施策と重複する部分があるのでないか。
- ⑤ 老人クラブに対して補助金を支出しているので、老人クラブに公益的な役割または業務を担っていただくことが良いのではないか。

## (案)

- ⑥ 団体数の減少にまかせるのではなく、何とか減少しないための支援策を考えていただきたい。
- ⑦ クラブ数が減少傾向にあることだが、この傾向が進めば既得権化しているのではないかとの批判が生まれかねない。今後のために、こうした批判に耐え得るもう一段高いレベルの説明をご用意いただきたい。
- ⑧ 施策・事業の推進の方向が「老人の心身の健康の保持」にあるのであれば、これに特化し事業を見直していただきたい。
- ⑨ 地域に対する福祉事業については、類似事業が行政や公的団体、民間団体によってバラバラに実施されている。これらを精査するような仕組みの構築を求める。
- ⑩ 「地域の関わり合いの深い中で」との説明だったが、地域には老人クラブ以外にも様々な活動主体があり、見守り活動や訪問活動、地域の茶の間等重複した活動があれば、老人クラブが単独で活動する必要はなく連携すべきである。それによって情報共有も図られ、活動の強化にも繋がるのではないか。
- ⑪ 老人クラブの主な活動内容は、見守り・健康教室・スポーツ大会・地域の清掃作業等とのことだが、他事業で実施している内容もある。老人クラブならではの活動、人数の減少や担い手の不足などを踏まえると、老人クラブとして存続する必要性の有無についても検討が必要なのではないか。
- ⑫ 様々な教室や見守り活動は福祉事業者や民間事業者も実施しているが、行政との連携や情報共有により活動内容の充実や強化が図られるのではないか。また、活動内容の精査により新たなシステムの構築も考えられるのではないか。
- ⑬ 補助金は本来、①事業を実施するにあたって不足分の支援②助走期間に活用し、以降は組織・団体の自立した活動を促すものである。しかしながら、本事業は既得権益化していくその性質から大きく外れてしまっている。
- ⑭ 老人クラブ以外にも類似の活動をしている団体・組織があり、当補助金は必ずしも公平とは言い難い。特定の組織・団体への手厚い補助金は憂慮すべきであり、老人クラブの補助金のあり方について抜本的な見直しを求める。
- ⑮ まずすべきことは、行政・福祉事業者・民間事業者が一同に会し、各々が実施する福祉事業について情報共有した上で、事業の整理・統合等を図るべきである。